

# 単身世帯の老後資産形成はますます順調

## ～ 盲点は「隠れ単身世帯」～

### <要旨>

単身世帯の老後資金として必要な貯蓄残高を高年齢単身世帯の家計収支データを元に試算すると、およそ1,500万円になる。現在30代～50代の単身世帯がこれまでと同じペースで貯蓄の積み増しを続ければ、60代時点でこの金額をクリアできる見込みであり、単身世帯の資産形成は2人以上世帯と比べ順調に進んでいるといえる。

ただ、近年は30代～50代の親元暮らしの単身者が増加しており、彼らが親の死亡によって「単身世帯化」とすると、単身世帯の中で老後資金の保有状況に大差が生じる可能性もある。

※本稿は、調査月報2018年12月号「[老後のための資産形成、40代以下に赤信号](#)」での夫婦2人世帯の資産形成分析に続き、同じ枠組みで単身世帯の資産形成分析を行ったもの。

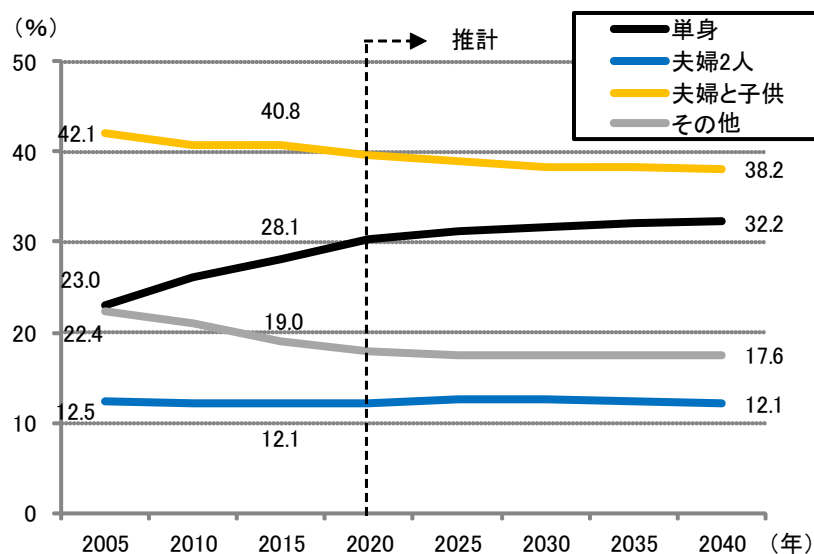
「資産形成層」の年齢については明確な定義はないが、本稿では「30代～50代」とした。

なお、本文中の試算は、取得可能な家計収支データをもとに平均値をベースとして行ったものである。実際の家計は属性によって収支や貯蓄に幅があるため、試算結果を見る際には留意が必要である。

### 1. 資産形成層の3割が単身世帯に

非婚化・晩婚化などを背景に単身世帯が増加している。30代～50代の資産形成層においても例外ではない。この年代に属する世帯の世帯類型別構成比の推移をみると、夫婦2人世帯が横ばい、夫婦と子供世帯及びその他世帯(夫婦と親世帯、3世代世帯など)は低下する中、単身世帯だけが上昇しており、今後も概ねこの傾向が続くとみられる(図表1)。

図表1 30代～50代の世帯類型別構成比



(注)その他世帯……夫婦と親、1人親と子供、夫婦と子と親(三世代世帯)、兄弟その他親族どうしの世帯等。

(資料)国立社会保障人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」より三井住友信託銀行調査部作成。

2005年時点では夫婦と子供世帯が全体の40%強と突出して多く、単身世帯とその他世帯がそれぞれ20%強、夫婦2人世帯が10%強という構成であったが、2015年になると単身世帯の比率が28%まで上昇する一方、その他世帯は20%を割り、両者に大きな開きが生じた。2040年には、単身世帯の比率が32%まで上昇し、夫婦と子供世帯は38%まで、その他世帯は18%まで低下、夫婦2人世帯はほぼ横ばいで12%程度となる見込みである。

日本の資産形成市場において、単身世帯の存在感が一層増していくことは確実であり、家計の資産形成の進捗を把握する上で彼らの動向は無視できない。

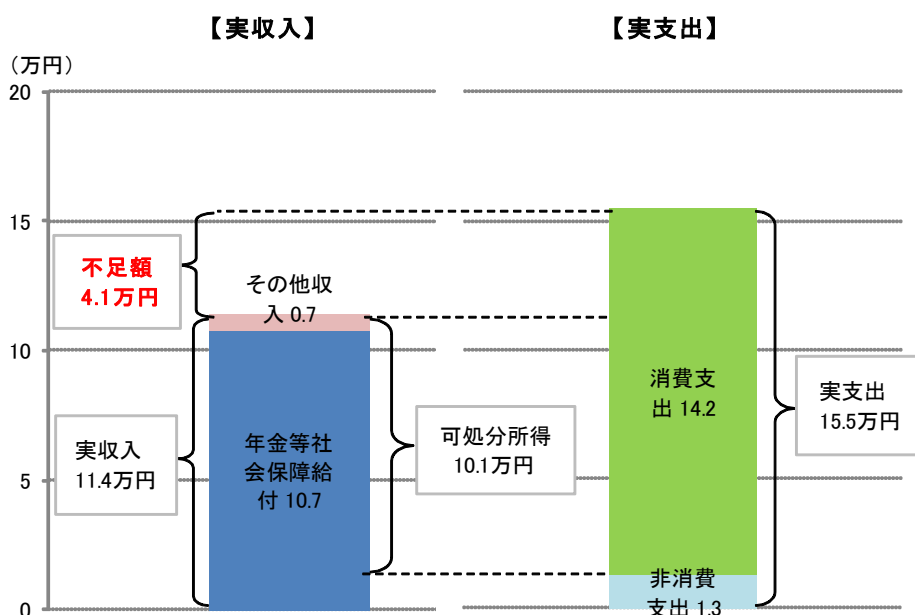
## 2. 単身世帯に必要な老後資金は1,500万円

そこで、単身世帯の老後資金として必要な貯蓄残高、すなわち年金生活に入ってから死亡するまでに必要な資金額を、総務省「家計調査」の高齢単身世帯の収支データを用いて試算してみた。高齢単身世帯となる経路は、単身世帯の高齢化、高齢夫婦世帯の一方が死亡、高齢親子世帯の親が死亡など複数あり、経済面での差が生じやすいと考えられるが、データの制約からここでは高齢単身世帯全体の平均像を捉えることとする。

60歳以上の無職単身世帯の1ヶ月の収入は年金などの社会保障給付を中心に合計11.4万円、支出は15.5万円で、収支差額である4.1万円は貯蓄を取り崩して賄うことになる(図表2)。この4.1万円を元に計算すると、単身世帯が老後のために準備しておきたい貯蓄残高は、リタイア後の生存期間が25年の場合で1,221万円、30年の場合では1,466万円になる(次頁図表3)。

他方、60歳未満の単身者を対象としたアンケート調査の結果をみると、「老後の最低予想生活費」は月々30～40万円、「老後の生活資金として準備しておきたい金融資産残高」は2,000万円～2,900万円と、上記の試算結果よりかなり高額になっている(同図表4)。

図表2 60歳以上無職単身世帯の家計収支(月額)



(資料)総務省「家計調査」より三井住友信託銀行調査部作成。

アンケート回答者は、リタイアしても現在(現役時代)と同程度の支出が続き、これに更に単身高齢者に特有の追加的支出<sup>1</sup>が必要になることを想定してリタイア後の支出を見積もっているのかもしれない。あるいは、「夫婦の老後最低生活費はXX万円、貯蓄は最低YY万円必要」といった巷の情報を、そのまま単身者の老後生活に当てはめて回答している可能性もあろう。

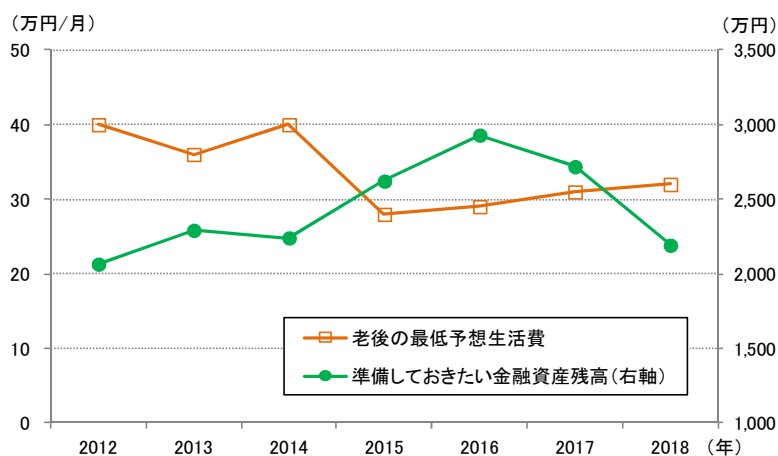
しかし、実際の単身世帯のリタイア後の支出は、税金や社会保険料などの非消費支出が現役時代から6.2万円の大幅減、消費支出も食費や住居費、交通通信費を中心に4.5万円減少し、合計では10万円以上の大幅減となる(図表5)。そのためここでは、現実の収支金額から算出した結果(図表3)に基づき、単身世帯の老後生活資金として必要な貯蓄残高は1,500万円と考えることにする。

図表3 単身世帯の老後資金として必要な貯蓄残高

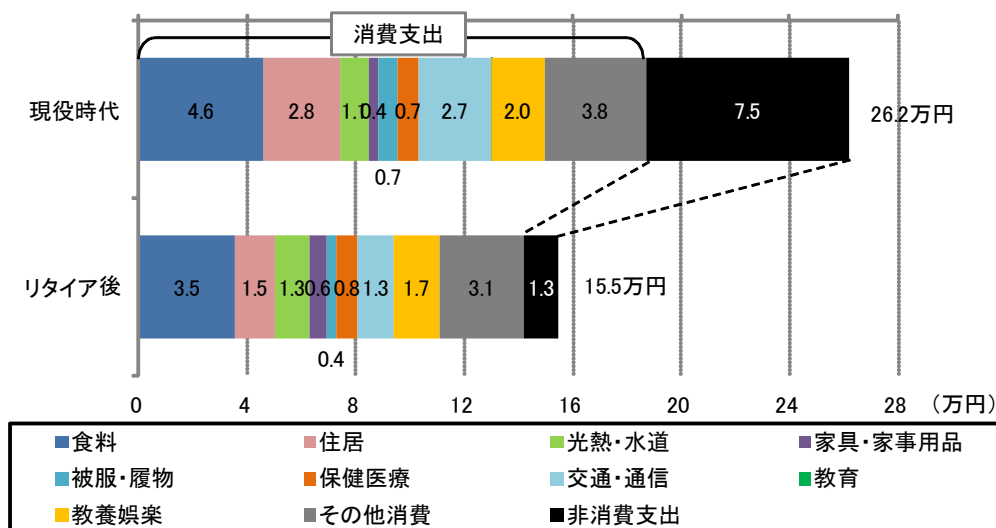
生存年数 (年)	不足額		必要貯蓄 残高(万円)
	月額(万円)	年額(万円)	
a	b	c=b×12	c×a
25	4.1	48.9	1,221
30	4.1	48.9	1,466

(資料)図表3は総務省「家計調査」より三井住友信託銀行調査部試算。  
図表4は金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」より三井住友信託銀行調査部作成。

図表4 老後の生活資金に関する意識調査の結果  
(回答者=60歳未満の単身者)



図表5 単身世帯の支出の変化(現役時代→リタイア後)





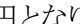
(注)現役時代は「35～59歳単身勤労者世帯」、リタイア後は「60歳以上単身無職世帯」の数値。  
(資料)総務省「家計調査」より三井住友信託銀行調査部作成。



<sup>1</sup> 単身高齢者は、通院・入退院時におけるタクシーの利用、水回りやベランダ掃除など負担が大きい家事での家事代行サービスの利用など、家族に頼れないために各種外部サービスを利用することがままたり、都度追加的な支出が発生する。

### 3. 資産の積み上がりはますます順調

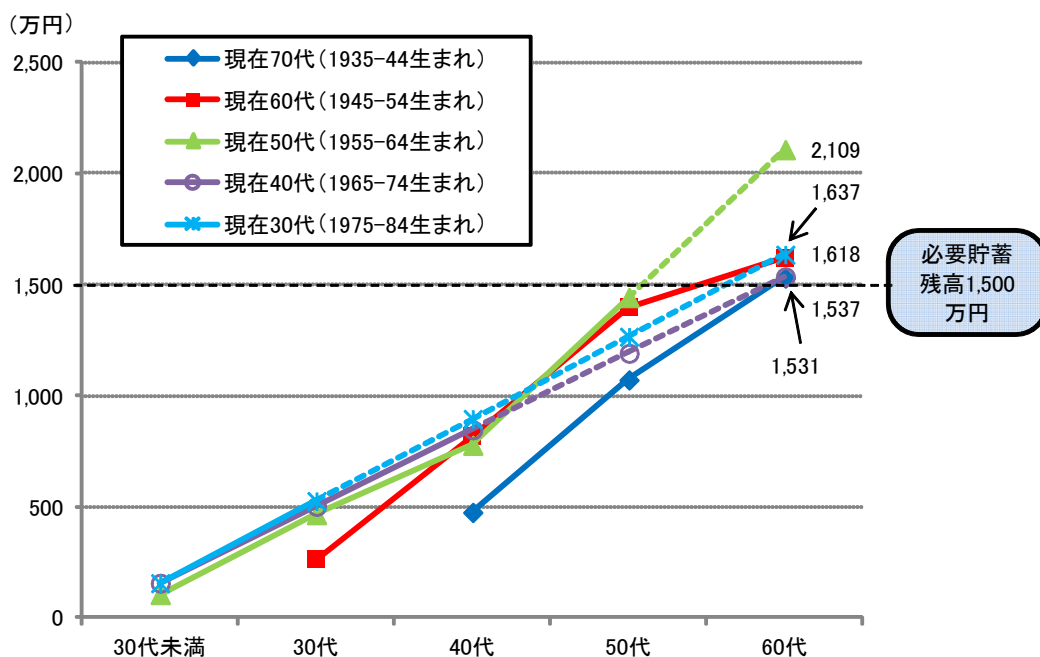
続いて、現在30代～70代の5つの世代<sup>2</sup>の単身世帯が、年金生活開始時点で老後資金として必要な貯蓄残高1,500万円を保有できていたのか、あるいはこのままいけば保有できそうなのかをみる。

図表6は単身世帯の貯蓄の積み増し過程を世代別に図示したものである(50代以下の世代については一部予想残高＝点線で表示)。60代時点の貯蓄残高<sup>3</sup>をみると、現在70代と60代の単身世帯ではそれぞれ1,531万円、1,618万円と、必要額である1,500万円に到達していた(図表6 、 )。

現在50代の単身世帯は、過去10年間と同じペースで貯蓄を積み増し続けられれば60代時点の貯蓄残高は2,109万円となり必要額を余裕でクリア(同 )、仮に今後10年の貯蓄積み増しペースが10歳年上の世代と同程度まで減速したとしても1,600万円前後にはなる見込みである。

現在40代と30代の単身世帯も、過去10年間と同じペースで積み増しを継続した場合、60代時点の貯蓄残高はそれぞれ1,537万円、1,637万円となり、老後資金として必要な貯蓄額1,500万円は確保できそうだ(同 、 )。

図表6 世代別にみた単身世帯の貯蓄残高の変化



(注)貯蓄残高＝預貯金残高＋有価証券残高＋生命保険・積立型損害保険の掛金払い込み総額。

(資料)総務省「全国消費実態調査」より三井住友信託銀行調査部作成。

<sup>2</sup> 総務省「全国消費実態調査」(調査は5年ごとで2014年が最新)のデータを元に行っていることから、「2014年時点のXX代」を「現在XX代」と表記している。各世代の誕生年は図表6の凡例の通り。

<sup>3</sup> 貯蓄残高＝預貯金残高＋有価証券残高＋生命保険・積立型損害保険の掛金払い込み総額。

調査月報 2018 年 12 月号「[老後のための資産形成、40 代以下に赤信号](#)」では、高齢夫婦世帯の老後資金として必要な貯蓄残高を 2,200 万円と試算し、現在 30 代～50 代の 2 人以上世帯が過去 10 年間と同じペースで貯蓄を積み増し続けた場合、60 代時点の予想貯蓄残高はこの 2,200 万円を下回ることがほぼ確実であると述べた。これに対し、同じ世代の単身世帯では、資産形成の進捗はますます順調で、老後資金の見通しは夫婦世帯と比べ明るいと言える。

#### 4. 盲点は「隠れ単身世帯」

平均値を用いた試算結果を比較する限りでは、資産形成層の中で貯蓄の積み増しが相対的に順調に進んでいるのは単身世帯である(前掲図表6)。そして、この単身世帯の資産形成層全体に占める比率が上昇していることから(同 図表1)、資産形成層の前途は全体としてみればさほど暗くはないはずで、今後は老後資金を確保した上でリタイアする人が増えるという見方もできる。

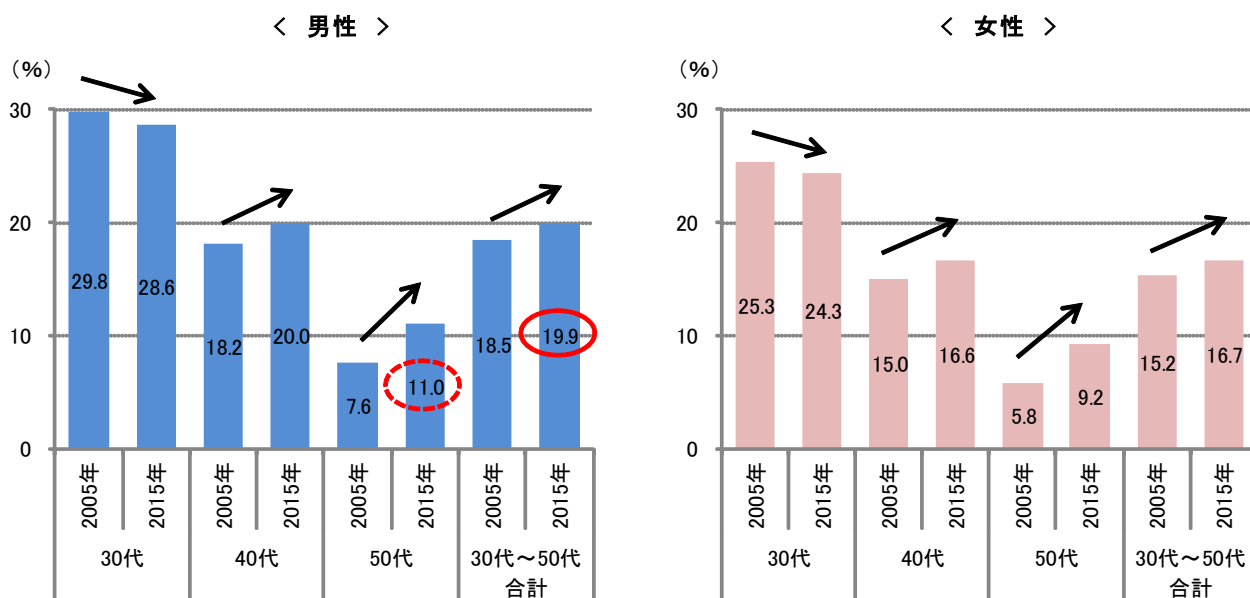
ただ、ひとつ盲点がある。「隠れ単身世帯」の存在である。

##### (1) 増加する親元暮らしの資産形成層

近年、資産形成期になっても独立せず(できず)親元で暮らし続ける人が増加している。

30 代～50 代のうち親や祖父母を世帯主とする世帯で暮らす人の比率は、2005 年から 2015 年にかけて男女とも 1.5%ポイントほど上昇し、男性では約2割に達した(図表7  )。年代別に親元比率をみると、「就職」や「非正規雇用から正規雇用への転換」が相対的に容易な 30 代では昨今の雇用環境の好転を反映して男女ともに若干低下しているが、40 代と 50 代では上昇している。特に 50 代における親元比率の上昇が顕著で、男性では 1 割を超えた(図表7  )。男性の 10 人に 1 人以上が 50 代になっても独立せず親元に留まっているということである。

図表7 資産形成層のうち親元に留まる人の比率



(注)「親元」には親が世帯主である世帯のほか、祖父母が世帯主である世帯も含む。

(資料) 図7～図9全て 総務省「国勢調査」より三井住友信託銀行調査部作成。

人数的には、30代～50代の資産形成層4,914万人中、独立せず親元に留まって暮らしている人はおよそ900万人おり、このうち単身者が680万人、有配偶者(夫婦でどちらかの親元に居住するなどのケース)が220万人となっている(いずれも2015年時点)。

親元で暮らす30代～50代の単身者680万人は、現時点では統計上の「単身世帯」に入らないが、親の死亡後にはほぼ確実に「単身世帯」となる、いわば「隠れ単身世帯」である<sup>4</sup>。現在の(統計上の)30代～50代単身世帯数はおよそ675万世帯だが、これとほぼ同数がいずれ単身世帯化することになる。

既述の通り、高齢単身世帯となる経路は複数あるが、今後、高齢親子世帯において親が死亡することにより高齢単身世帯化するパターンが増加することは間違いないだろう。

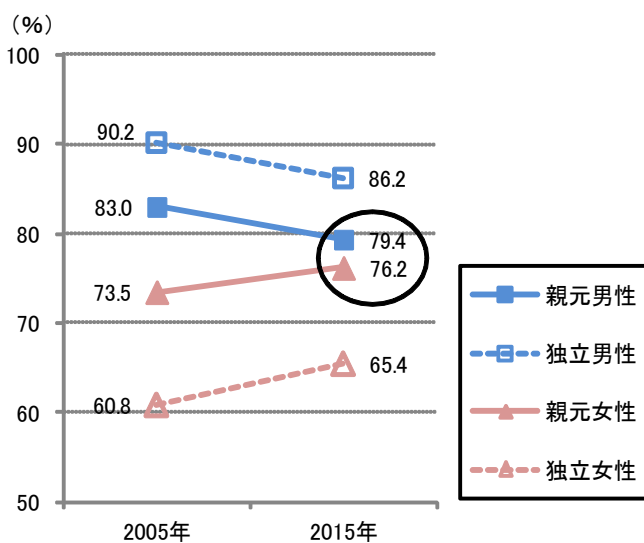
## (2) 親元暮らしの就業率は8割以下

親元暮らしの資産形成層男性の就業率(就業者数/人口)は、独立している資産形成層男性(単身世帯や、結婚して夫婦世帯・夫婦と子供世帯等を形成している男性)と比べ約7%ポイント低く、かつこの10年間で低下しており、2015年時点では80%を割っている。

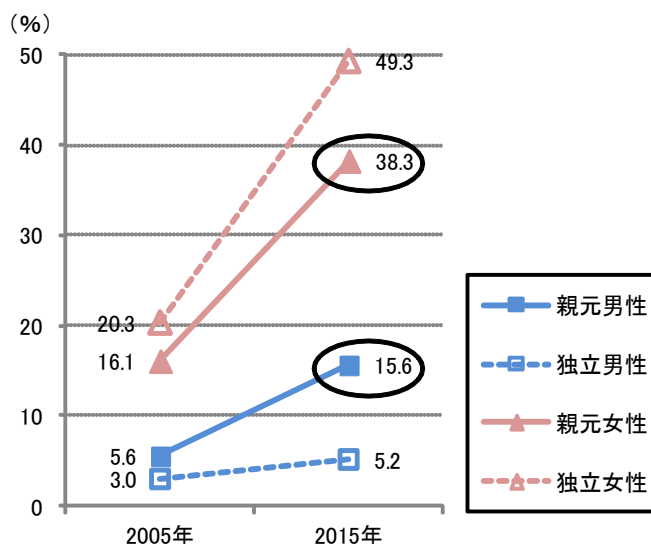
資産形成層女性の就業率については、独立組の方に専業主婦が含まれる関係で、親元組の方が独立組より高く、かつこの10年間で上昇しているが、それでも親元暮らしの男性より更に低く、4人に1人は働いていない。親元暮らしの男女ともに、30代～50代の働き時・貯め時に就業していない人が2割以上いるということである(図表8)。

また、非正規雇用比率(非正規雇用者数/就業者数)は、労働市場の規制緩和などを背景に親元組・独立組を問わず上昇しているが、親元組男性の上昇は独立組男性の上昇を大きく上回り、就業しているとしても15.6%が非正規雇用者、親元組女性は独立組女性よりは低いものの4割弱が非正規雇用者である(図表9)。

図表8 資産形成層(30代～50代)の就業率



図表9 資産形成層(30代～50代)の非正規雇用比率



<sup>4</sup> 内閣府によると15歳～39歳の54.1万人(2015年12月推計)、40歳～64歳の61.3万人(2019年3月推計)が「ひきこもり」とされており、「隠れ単身世帯」の中にはこうした人たちも相当数含まれると考えられる。

### (3) 隠れ単身がリアル単身化する日

隠れ単身世帯が保有する資産の状況は、統計上で捕捉できず実態が掴みづらいが、前述のとおり就業率が8割を割っていること、就業している場合でも非正規雇用の割合が高まっていること等を踏まえると、資産形成層の中でも相対的に資産形成が進んでいないグループとみてよいのではないか。

このような隠れ単身世帯が、親の死亡によってリアル単身世帯となった時、保有貯蓄残高が老後資金として必要な1,500万円に達していない、達する見込みがないとしても不思議ではない。また、リタイア後の年金受給額も、現役時代の就業率の低さや非正規雇用率の高さから、現在の60歳以上単身無職世帯の平均受給額10.5万円/月より低額となるケースが多いとみられる<sup>5</sup>。

政府の「就職氷河期世代支援プログラム」などフォロー材料も出始めているが、親からの遺産に恵まれてもしない限り、隠れ単身世帯の老後の資金繰りはそれほど楽ではなさそうだ。

資産形成が比較的順調に進んでいる675万の単身世帯とあまり順調に進んでいるとは思えない680万の隠れ単身世帯が揃って高齢者の仲間入りをする頃には、高齢単身世帯の中での老後資金保有格差が二極化と言ってよいほど広がる可能性もある。

資産形成層は今後順次年金生活者へと移行していくが、その時点での老後資金の準備状況、生活資金の過不足については、2人以上世帯(夫婦世帯)、単身世帯、更には親の死亡により今後単身世帯化する隠れ単身世帯といった世帯類型によって、同じ年代内でも少なからず差が生じることになる。

(調査部 経済調査チーム 青木 美香 : Aoki\_Mika@smtb.jp)

<sup>5</sup> 2017年8月に年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたが、加入期間が短ければ当然受給額も低くなる。例えば10年間国民年金のみに加入した場合、受給額は約19.5万円、月々1.6万円程度。

※ 調査月報に掲載している内容は作成時点で入手可能なデータに基づき経済・金融情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解を示すものではありません。